

前橋市監査委員公表第15号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年11月26日

前橋市監査委員	関	哲哉
同	長岡	敏夫
同	鈴木	俊司
同	金井	清一

未来創造部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和6年8月23日～10月11日

措置通知書提出日 令和6年11月13日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：情報政策課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 契約金額について</p> <p>i56ソフトウェア仮想化ソリューション導入検証に係る支援業務において、見積合わせ通知書では、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって採用金額とすると記載しているにもかかわらず、異なった金額で契約を締結していた。</p> <p>適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>指摘を受けた契約については、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって変更契約を締結した。</p> <p>また、今後の再発防止策として、契約監理課から示されたチェックリストに沿って、担当及び係長が確実に金額等を確認した上で、各係長が「チェックリスト確認済み」と申し送り事項に記入徹底するよう、改めて課内に周知した。</p>